

移住支援金の交付申請に必要な書類一覧

移住支援金の交付対象者登録決定者は、転入後3か月以上1年以内であって、次に掲げる区分に従い、移住支援金の交付申請書及び添付書類を移住先の市町村に提出してください。

※ 提出書類は、市町村により異なる場合があります。詳細につきましては、転入先の市町村にお問い合わせください。

- 就業者：連続して3か月以上在職後
- 創業者：創業支援金の交付決定の日から1年以内

提出が必要な場合	提出書類
ア 全員が提出必須の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住支援金交付申請書兼実績報告書 ・ 移住支援金に関する個人情報の取扱い ・ 移住支援金の交付申請に関する誓約事項 ・ 移住元での在住地、在住期間を証明する書類 (戸籍の附票の写し、住民票の除票の写し等) ・ 写真付き身分証明書(本人確認) ・ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し ・ その他市町村が必要と認める書類
イ 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類	<p>申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地、在住期間を証明する書類 (戸籍の附票の写し、住民票の除票の写し等)</p>
ウ 企業等で雇用保険の被保険者であった者のみ提出が必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類 (移住元で就業していた企業等の退職証明書・就業証明書等、離職票等)
※ 通学期間を通算した者	<p>※ 在学期間や卒業校を確認できる書類 (卒業証明書等)</p>
エ 法人経営者又は個人事業主であった者のみ提出が必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住元での事業所所在地を確認できる書類 (開業届出済証明書等) ・ 移住元での事業所開設期間を確認できる書類 (個人事業等の納税証明書)
オ 就業による移住支援金申請者のみ提出が必要な書類	<p>就業先が交付した就業証明書 (雇用形態、応募日等を確認できる書類：雇用契約書等)</p>
※ 関係人口の場合	<p>※ 就業先が交付した要件証明書</p>
カ 創業による移住支援金申請者のみ提出が必要な書類	<p>創業支援金の交付決定通知書</p>